

# 国立国語研究所の移管

～ “ 効率 ” の名の下の文化施策にメス～

文教科学委員会調査室 せき よしひ こ  
関 喜比古

1. はじめに
2. 国立国語研究所のあらましと評価
3. 日本語研究の実効性を高めるための諸課題
4. 大学共同利用機関移管後に向けての展望
5. おわりに

## 1. はじめに

平成 21 年 1 月 30 日、「独立行政法人に係る改革を推進するための文部科学省関係法律の整備等に関する法律案」(閣法第 18 号)が閣議決定され、国会に提出された。同法案は、平成 19 年 12 月 24 日に閣議決定された「独立行政法人整理合理化計画」に基づくものであり、この中に独立行政法人国立国語研究所(以下、「国立国語研究所」という。)の大学共同利用機関法人への移管も含まれている。「独立行政法人整理合理化計画」をめぐっては、構造改革路線の継承問題と絡んで多方面から様々な意見が寄せられていたものの、国立国語研究所の移管についてはあまり国民やマスコミの関心と呼んでいないようであるが、我が国の国語研究や日本語教育の将来にとって、良くも悪くもエポック-メーカーとなる出来事と言わざるを得ない。文化的にも重要なこの課題について、しばし考えてみたい。

## 2. 国立国語研究所のあらましと評価

### (1) 国立国語研究所の概要

まず、独立行政法人国立国語研究所法(平成 11 年 12 月 22 日公布、平成 13 年 1 月 6 日施行)に基づき、現行の国立国語研究所の概要を把握してみよう。

#### 国立国語研究所の概要

##### 【目的】

国語及び国民の言語生活並びに外国人に対する日本語教育に関する科学的な調査及び研究並びにこれに基づく資料の作成及びその公表等を行うことにより、国語の改善及び外国人に対する日本語教育の振興を図ることを目的とする。

法第 3 条

##### 【組織等】

役員：4 名(所長、理事 1 名、監事 2 名)

職員：57 名(平成 20 年 4 月現在)

中期目標期間：5 年(平成 18 年 4 月 1 日～平成 23 年 3 月 31 日)

施設：立川市(平成 17 年 2 月東京都北区から移転)

法第 6 条

【平成 20 年度予算（国費ベース）】

1,111 百万円

【業務】

- 1 国語及び国民の言語生活並びに外国人に対する日本語教育に関する科学的な調査及び研究を行うこと
- 2 1 の調査及び研究に基づく資料の作成並びにその公表を行うこと
- 3 国語及び国民の言語生活並びに外国人に対する日本語教育に関する情報及び資料を収集し、整理し、及び提供すること
- 4 外国人に対する日本語教育に従事する者及び従事しようとする者に対する研修を行うこと
- 5 1～4 の業務に附帯する業務を行うこと（国際シンポジウムの開催、連携大学院への参画等）

法第 12 条

（出所）文部科学省資料に一部加筆

歴代所長

・初代	西尾 実	昭和24年 1月31日～昭和35年 1月22日
・2代	岩淵悦太郎	昭和35年 1月22日～昭和51年 1月16日
・3代	林 大	昭和51年 1月16日～昭和57年 4月 1日
・4代	野元 菊雄	昭和57年 4月 1日～平成 2年 3月31日
・5代	水谷 修	平成 2年 4月 1日～平成10年 3月31日
・6代	甲斐 睦朗	平成10年 4月 1日～平成17年 3月31日
・7代	杉戸 清樹	平成17年 4月 1日～

（注）平成 12 年度までは国立、平成 13 年度以降は独立行政法人

（出所）国立国語研究所パンフレット（平成 19 年度版）

（2）法案内容

次に、今回の法改正に伴う組織変更の内容は、以下のとおりである。

独立行政法人に係る改革を推進するための文部科学省関係法律の  
整備等に関する法律案の概要（抄） 予算関連法律案、日切れ扱い

独立行政法人整理合理化計画（平成 19 年 12 月 24 日閣議決定）を踏まえ、文部科学省所管の独立行政法人の改革を推進するため、以下の措置を講ずる。

4.（独）国立国語研究所の移管（平成 21 年 10 月 1 日）

（独）国立国語研究所 移管 大学共同利用機関法人 人間文化研究機構が設置する  
研究機関へ

国の政策のための調査研究機関としての位置付けを改め、国語に関する学術研究の中核的機関として、大学との連携を図り、学術資料の集積・提供、共同研究の活性化等を促進させることにより、国語研究の更なる推進を図る。

人間文化研究機構・・・現在は、国立歴史民俗博物館、国文学研究資料館、国際日本文化研究センター、総合地球環境学研究所、国立民族学博物館の 5 機関を設置

（平成 21 年度予算案については、上半期分として 5.1 億円を（独）国立国語研究所の予算に計上、下半期分として 4.7 億円を人間文化研究機構の予算に計上）

（出所）文部科学省資料

また、「独立行政法人整理合理化計画」における国立国語研究所の欄では、まず、「事務及び事業の見直し」として、【日本語コーパス事業】<sup>1</sup>が、「民間事業者等との共同事業とすることについて平成20年度中に検討し、結論を得る。」【日本語教育事業】が、「他の公的日本語教育機関との役割見直し等を行い、事業の廃止を含め平成20年度中に検討し、結論を得る。」とされており、【病院の言葉を分かりやすくするプロジェクト】、【外来語言い換え提案事業】、【漢字情報データベース事業】、【図書館事業】は、いずれも「平成20年度中に廃止する。」とされている。次に「組織の見直し」として、【法人形態の見直し等】は、「大学共同利用機関法人に移管する。」と明記され、【電話対応グループ】は、「平成20年度中にHP上でFAQ（よくある質問に対する回答）を掲載するとともに、各担当グループ名及び連絡先を記載することに伴い廃止する。」とされている（傍線部筆者）。

### （3）国立国語研究所の実績と評価

国立国語研究所は、昭和23年12月の創立以来60年もの永きにわたり、我が国唯一の言語政策を支える公的な日本語研究機関として存在してきた（平成13年4月1日からは独立行政法人に移行）。その沿革及び研究成果については、第164回通常国会の参議院文教科学委員会において、文科省の加茂川生涯学習政策局長（当時）が以下のように答弁している。

「この研究所は、国語の改善及び外国人に対する日本語教育の振興を図ることを目的として昭和23年に設立されたものでございまして、これまで数多くの研究成果を公にしてきたところでございます。

その一部を御紹介いたしますと、国語研究につきましては、国語に関する様々な情報を蓄積し発信するということが大きな柱となっておりまして、例えば国語年鑑でございませうとか国語教育年鑑を刊行する一方、最近の話題といたしましては、外来語の言い換え提案を行ったのもこの研究所でございませう。また、漢字の使用に関する実態調査を踏まえまして、いわゆる常用漢字表の制定に貢献をいたしましたということもございませう。もう一点、日本語教育研究に関しましては、日本語教師の研修事業を行いますほか、教材の作成でございませうとか日本語能力試験の実施にも貢献をしておりますところでございませう。」<sup>2</sup>

また、文科省独立行政法人評価委員会による行政評価でも<sup>3</sup>、当研究所の外部評価委員会による外部評価でも<sup>4</sup>、ほぼ全業務についてA（一部は特優たるA+）という高いレベルを維持している。一見して収益の上がらない事業を多く抱える研究型独法でありながら、数年来こうした高評価を保っているのは、注目に値する。

国立国語研究所の過去の研究成果の中には、言語地理学に立脚した言語地図の作成、統計的裏付けや数理言語的な解析に基づく大規模な用字用語調査、日本語の多様性についての社会言語学的な調査などの、世界的に見ても先駆的な研究が存在している。これらは国内外に誇れる同研究所の優れた業績であると思われる。一般に、ある程度の長期間にわたって機能した制度には、必ずそれなりに見るべきものがあるとされるが、創立以来60年もの間、国立国語研究所が我が国における国語研究・日本語教育のメッカとして活動し、国民の言語生活の向上と日本語教育の振興に多大に貢献してきた事実は、誰しも認めざるを得ないであろう。

### 3. 日本語研究の実効性を高めるための諸課題

#### (1) 他の法人への移管・一体的実施を行わない理由

文科省は、以前、所管する独立行政法人の整理合理化案についてまとめた中で<sup>5</sup>、国立国語研究所の他法人への移管や一体的実施を行わない理由を次のように述べている。

まず、移管については、「当研究所は、現在使用されている日本語に関する継続的かつ大規模な調査研究を行い、研究所として調査データを保管し、活用している。国語や日本語教育に関する調査研究等を実施している機関としては大学もあるが、例えば、敬語や文字表記等の言語使用実態を把握するためには、大規模かつ永年にわたる経年的追跡調査研究が不可欠であり、こうした調査研究は教員単位の研究講座制を基調とする大学等で実施することは困難である。また、当研究所は、国の国語施策へも協力する任務を負っているが、研究者個人の学術的関心に基づいて調査研究が行われる大学がその機能を担うことができないのは明らかである。このように、当研究所以外で当該分野における基幹的な調査研究や喫緊課題対応型の調査研究を行う機関が我が国では見あたらないため、当該事務・事業を他の機関に移管することはできない。」要するに、移管すると国策に反映させるための調査を永続的に行うことができなくなるということであり、あえて比喩的な言い方をすれば、永年積み上げてきた研究のための足場が不安定になるということかと思われる。

次に、一体的実施についても、全く同じ理由で「他の機関と一体的実施はできない。」としたうえで、「なお、現在の我が国には、海外における日本語教育の教師研修・教材支援、日本語能力試験、日本語教育能力検定試験、留学生に対する日本語教育、在日職業人に対する日本語教育など、日本語教育に関する実務運営型の業務を行う法人が存在する。当研究所は、それらの法人の業務に必要な日本語教育に関する基盤的情報やデータベースの構築及びそれらの普及啓発に関する事務・事業を行っている。」としている。

こうした確たる実績があり、評価も高い組織を、一回の閣議決定を“錦の御旗”にして廃止あるいは縮小してしまうのではないかという疑問も、若干せざるを得ない。文化庁の担当者からでさえ、今回の移管措置は行革本部事務局の方針に基づいたもので、最終的には総理官邸の判断によるものとの説明も見受けられる。しかし、閣議決定までの過程において、国立国語研究所の移管問題は余り表面化していたとは言い難い。政府の有識者会議の提言では、独立行政法人国立女性教育会館を独立行政法人国立青少年教育振興機構に統合・移管させる方向が強調されていた<sup>6</sup>。

#### (2) “言の葉”研究より優先された独法改革

この国立女性教育会館（ヌエック）は、次世代の女性リーダーの育成・研修を目的として昭和52年7月に設立された（平成20年度：定員28人、予算8億2,500万円、うち国の財政支出は6億4,500万円）。我が国の女性活動のシンボリック的存在として、指導者育成などに重要な役割を果たし成果を挙げている。しかし、設立以来32年を数え、多くの面で男女共同参画が叫ばれる今日、もはや単一の組織として独立して存在させ続ける意義を再認識することも必要であろう。一部報道によれば<sup>7</sup>、同会館の単独存続を求める要望書が、自民党の伊吹幹事長ら党三役から渡辺行革担当大臣ら（いずれも当時）に提出されたが、党内

からは批判も出ていたという。かかる強力な援護射撃があり、また、当時の渡海文科大臣も「多くの女性団体から存続を要請されている」として、渡辺行革担当大臣の要請を拒否している。

また、文化庁の担当者の説明によれば、この度の移管措置の実行により節約される経費は、1億3,000万円にすぎない<sup>8</sup>。国家予算全体とのバランスや国語政策に国が果たすべき役割から見れば、その程度の負担をするキャパシティはあるのではないかと。猪木武徳・国際日本文化研究センター教授は、政府の進める独法の整理合理化計画について、「独立行政法人の人事や予算にまつわる改善点、あるいは不始末の問題と、その組織自体の持つ存在価値の問題が混同されている」、「行政に限らず、個々人の日々の生活においても、反省と見直しは不可欠の作業であろう。しかし、縮小と効率化への努力の過程で、重要なものを同時に捨て去ろうとしてはいないか。」と指摘し、「行政の減量・効率化を検討する際、この国の教育・研究、文化政策の現状は、どのように議論されているのだろうか？ 人的資源という、国にとって最大の、そして日本にとっては唯一の貴重な資源の現状と将来を考えると、肌寒く感ずるような例は多い。」として「公正かつ継続性のある公共的機関を“効率”をお題目として捨て去る」ことに警鐘を鳴らしている<sup>9</sup>。

先の閣議決定を受け、平成20年1月31日科学技術・学術審議会学術分科会の学術研究推進部会の中に「国語に関する学術研究の推進に関する委員会」が設置され、翌2月から3月にかけて計4回の委員会が開催されている。それらの議事録に目を通していても、いわば「はじめに結論ありき」、すなわち“天の声”として官邸から与えられた「大学共同利用機関への移管」という大命題を理屈付け正当化するための審議ではなかったかと、残念ながら見えてしまった<sup>10</sup>。なお、同委員会での議論の結果は、4月のパブリックコメントを経てまとめられ、平成20年7月7日、科学技術・学術審議会学術分科会から『「国語に関する学術研究の推進について」報告』として公表されている。

### (3) 将来に継承すべき国立国語研究所の使命

平成17年9月8日に開催された独立行政法人評価分科会での配付資料によれば、「国立国語研究所は、世界で唯一の現代日本語の専門研究機関であり、日本語研究の中核的機能を持つ。それは、日本語を母語とする人を対象とした国語研究と、母語としない人を対象とした日本語教育研究を密接な連携の下に行い、現代日本語の姿と変化を客観的に明らかにすることによって、国語政策や日本語教育政策に貢献し、国民の言語生活の向上や外国人に対する日本語教育の振興に資することを使命としている。」とされ(傍線原文のまま)また「国語政策や日本語教育政策は、多様な日本語についての綿密かつ科学的な調査研究に基づいて、日本語の使用実態と国民の意識を見極めつつ、一定の方向性を示していく必要がある。そのためには、大規模な言語資料に裏付けされた長期的・継続的な研究を行う専門機関が不可欠である。」と述べられている。

また、日本語教育学会は、国語に関する学術研究の推進に関する委員会宛に尾崎明人会長名で意見書を提出しているが、その中で、「国語に関する学術研究の推進について」報告は、日本語の学術研究を推進する立場から書かれた文書であり、国立国語研究所を大学共

同利用機関という学術研究機関の中に位置付け、その運営体制及び研究組織の在り方に関する基本方針を述べたものである。したがって、国語政策、日本語教育政策の立案に資する資料・情報の収集、分析という、これまで国立国語研究所が担ってきた政策研究上の役割についてはほとんど言及されていない旨指摘している。

フランスにおける名高いアカデミー・フランセーズを始めとして現在、世界 32 か国等において、公的研究機関により国語（自国語）研究が実施されている。さらに欧米や中国、韓国などの国々では、国家政策的な観点から言語研究、言語教育（自国語・外国語）に関する総合的な施策を企画立案している。行革推進本部は、独法改革について「使命を終えた事業は、合理化を図る」としているが、国立国語研究所の言わば「大学化」は、言語政策に関するこうした世界のすう勢にマッチしたものといえるのだろうか。

#### 4. 大学共同利用機関移管後に向けての展望

60 年前の国立国語研究所の設立当時と比べ、各大学でも日本語研究の充実が図られた。特に国立大学の知見の蓄積には十分なものがある。よって、国立国語研究所も大学がより活用しやすいように組織の性格を変えることにした。今後は各研究者の自主性・自立性が尊重され、研究の在り方そのものが変わる。文化庁の担当者は、今回の移管について以上のように説明している。しかしながら、これまでのような国家プロジェクトとしての日本語研究は、大学や民間研究機関への委託・委嘱事業の形になるにせよ、引き続き重視せねばならないと考える。なお、今回移管する大学共同利用機関と現行の国立国語研究所を比較してみたものは、末尾の表のとおりであるが、大学共同利用機関という広く開かれた組織として設置され、その運営にも大学や学会などの研究者コミュニティの意見が反映されることが、移管後の日本語研究にどう影響を及ぼすかは不透明である。

いずれにせよ、移管後は過去に後戻りすることが不可能であるなら、国立国語研究所は今後どのような将来展望を描けばよいであろうか。

第一に、ここ数年の日本社会は、日本語を母語としない（つまり母親が外国出身の）日本人及び外国人の増加によって急速に変わりつつあり、日本語の母語話者と非母語話者がコミュニケーションを行う場面も確実に広がっている。作家の曾野綾子氏は、「1 億 2 千万人も同じ言葉が通じるという状態が、どれほど大きい幸せか、私たちは普段全く自覚していない。」と指摘している<sup>11</sup>。世界標準語としての英語の重要性がますます高まるにせよ、こと日本国内に限って言えば、情報伝達手段としての日本語の占める地位にいささかの揺るぎもない。大学共同利用機関は、このような日本社会の現状と、日本語の話し手が多様化しつつあることに対する深い洞察を基に、日本語を母語としない人々の日本語も含めて、日本社会における日本語コミュニケーションの研究を一層推進すべきである。そのためには、「日本語コミュニケーション研究」を新生国立国語研究所の重要な使命と位置付け、研究領域の 1 つとして独立させたらどうであろう。

第二に、今後日本語教育にかかわる調査研究事業は行わないとされているが、外国人を受け入れていく以上、外国人支援は国の責務である。「生活者としての外国人」<sup>12</sup>受入体制整備の一環として、これまで蓄積されてきた日本語教育調査研究の灯を消さないでほしい。

具体的には、日本語教育の方法論や教科書づくり、研修等からは撤退するとしても、第二言語習得論、言語教育の比較研究といった認知科学や情報科学とも重なる学際的な分野は、各大学をつなぐセンター的機能を持たせるためにも残していったほうがよい。

第三に、図書館事業としては廃止が決まっている附属図書館である。全国で唯一の日本語に関する専門図書館であることにかんがみ、たとえ資料室というような形態で存続するにせよ、これまでと同様、大学関係者のみならず一般の教育関係者にも開放し続けることが望ましい。

第四に、国語年鑑と日本語教育年鑑については、第2次資料の継続性という観点から、新組織においても、毎年が無理なら数年に一度でも刊行し続けるべきである。

なお、新組織の名称については、有識者会議では「日本語研究所」に改めるべきであるという意見が出ており、関係学会等の中にはその流れを支持する動きもあったようだが、今日、我が国で「国語」といえば日本語を指すことはほぼ常識であり<sup>13</sup>、初等中等教育の場でも戦後ずっと「国語」の名が使われ続けてきた経緯にかんがみても、「国語研究所」の名称を踏襲することが妥当であると考えられる。

表 大学共同利用機関と国立国語研究所の比較について

	大学共同利用機関	独立行政法人国立国語研究所
制度的位置付け	大学共同利用機関法人：国立大学法人法 大学共同利用機関：国立大学法人法 施行規則	独立行政法人：独立行政法人通則法 国立国語研究所：独立行政法人 国立国語研究所法
運営組織	<p>【大学共同利用機関法人に設置】</p> <p>役員会 法律で定められた重要事項 その他役員会で定める重要事項を審議</p> <p>経営協議会 法律に定められた経営に 関する事項を審議</p> <p>教育研究評議会 法律に定められた 教育研究に関する事項を審議（評議員に は、外部研究者コミュニティを必ず含め ることを法律上規定）</p> <p>【各大学共同利用機関に設置】</p> <p>運営会議 共同研究計画等、機関の運 営に関する重要事項について、長の諮問 に依る。 （半数程度を外部研究者コミュニティか ら任命）</p>	<p>役員会 業務運営に関する重要事項の 基本方針について審議（所長、理事、監 事で構成）</p> <p>評議員会 業務運営に関する重要事項 について審議、助言（研究者など外部 有識者で構成）</p> <p>外部評価委員会 研究所の自己点検評 価を検証（研究者など外部有識者で構成）</p> <p>運営会議 業務運営に関する重要事項 について審議（所長、理事、管理部長、 各部門長、センター長で構成）</p>
組織内の意思決定プロセス	機構の一組織であることから、大学共同 利用機関で決定した事項を、機構の経営 協議会・教育研究評議会及び役員会の審 議を経て機構長が決定（外部研究者コミ ュニティが含まれる運営会議及び教育研	業務運営に関する重要事項を、運営会議 の審議を経て所長が決定

	究評議会の意見が含まれるため、研究者コミュニティの意見を反映した運営)	
人事選考	長及び教員の人事については、運営会議の議を経て機構長が任命	独立行政法人通則法第 20 条に基づき、法人の長は文部科学大臣が任命 研究員の人事については、人事委員会及び運営会議の議を経て所長が任命(原則として公募)
国による財政措置	国立大学法人法第 35 条による準則通則法第 46 条に基づき、当該大学共同利用機関法人の運営費交付金において、算定ルールによって、研究活動に必要な教職員の人件費相当額及び事業経費を特定運営費交付金に大学共同利用機関経費として措置するなどとともに、大規模基礎研究(ビッグプロジェクト)等の推進や各法人が一層取り組むことが求められる課題に対する意欲的で特色ある取組を支援するため特別教育研究経費の区分を設けて、各法人の要求に基づいて措置  全国共同利用に係る経費(運営委員会経費、共同研究費、共同研究旅費及び研究プロジェクト経費)は、大学共同利用機関経費で、大規模基礎研究(ビッグプロジェクト)などの特定の研究プロジェクトは特別教育研究経費で措置	独立行政法人通則法第 46 条に基づき、独立行政法人の運営費交付金においては、算定ルールによって、研究活動等に必要な人件費及び事業費について措置する。

(出所) 科学技術・学術審議会学術分科会学術研究推進部会 国語に関する学術研究の推進に関する委員会(第 2 回、平成 20 年 2 月 21 日)での配付資料を基に加工

## 5. おわりに

戦後生まれで中年以上の世代の多くは、小学校の国語の授業でアルフォンス・ドーデの『月曜物語』に収められた「最後の授業」を習った記憶があるのではないだろうか。筆者もその一人である。この珠玉のような小品の中で、授業の最後に老教師が「国は占領されても君たちがフランス語を忘れない限り国は亡びない」と悲痛な表情で子どもたちと昔の教え子である村人たちに語ったことや、黒板に書き残した「フランス万歳! アルザス万歳!」の 2 フレーズが印象深く心に刻まれている。杜甫の詠む「国破れて山河あり」ではないが、この国の歴史上初めて他国による占領を経験した戦後の日本人にとって、母国語の大切さや「祖国とは国語である」<sup>14</sup>ということをもっと実感することのできた名教材であったと思う<sup>15</sup>。

言葉とは文化そのものである。世界がグローバル化した今こそ、若い世代に日本人としての軸足を確立させるためにも、我々は母国語研究の大切さを再認識すべきではないか。また、日本国内で暮らす外国人が 200 万人を超え、医療・介護の分野でも国策として積極的に外国人を受け入れようとしている近年の実情を見<sup>16</sup>、また、海外で日本語を学んでいる外国人がおよそ 298 万人とされる調査結果に注目すれば<sup>17</sup>、言葉の壁を解消するための

日本語教育の重要性は、いくら強調してもしすぎることはない。

一連の独法改革のあおりを受けて、これまで国立国語研究所が担ってきた日本語研究や日本語教育にかかわる事業がしばむことがあってはならないと願うものである。

- 
- <sup>1</sup> コーパスとは、収集された膨大な用例テキストのことである。
  - <sup>2</sup> 第 164 回国会参議院文教科学委員会会議録第 6 号 16 頁 (平 18. 3. 30)
  - <sup>3</sup> 『独立行政法人評価年報 (平成 19 年度版)』(政策評価・独立行政法人評価委員会) 116、117 頁
  - <sup>4</sup> 『国立国語研究所 外部評価書 (平成 18 年度)』(国立国語研究所外部評価委員会)(平 19. 6) 5 ~ 19 頁
  - <sup>5</sup> 「各府省の独立行政法人整理合理化案」(行政改革推進本部事務局HP)  
<http://www.gyokaku.go.jp/siryu/tokusyu/h190912/contents-rationalization.html>
  - <sup>6</sup> 文科省所管の独立行政法人では、他にも、(独)日本スポーツ振興センターのサッカーくじ事業の存廃や(独)日本学生支援機構の貸付事業の在り方などが問題となっていた。
  - <sup>7</sup> 『産経新聞』(平 19. 12. 13)、『東京新聞』(同)
  - <sup>8</sup> 平成 21 年度予算では、上半期分として 5. 1 億円が国立国語研究所の予算に計上、下半期分として 4. 7 億円が人間文化研究機構の予算に計上されている。合計 9. 8 億円で、平成 20 年度国立国語研究所の予算 11. 1 億円と比較して約 1. 3 億円の減である。
  - <sup>9</sup> 猪木武徳「効率という名の文化破壊」『読売新聞』(平 18. 12. 5)
  - <sup>10</sup> 平成 20 年 2 月 8 日の国語に関する学術研究の推進に関する委員会(第 1 回)議事録には、石井専門委員の発言として「結論として、大学共同利用機関に移管するという一つの枠組みがあり、そうすると、大学共同利用というのは一体何なんだということになり、今の国語研究所がやっていることがいい悪いという問題とは全く関係なしに、大学共同利用機関として国語研究をするならば、やはり政策や応用以前の、極めて基礎的な研究ということにならざるを得ない。」がある。また、同年 3 月 14 日の同委員会(第 3 回)議事録には、井上主査代理の発言として「今の行政改革は天の声みたいに、ある日突然いろいろ機構を変えないといけなことがあるので、必ずしも理論的にいっているとも言い切れないが、その時々で時代の変化に適切に対応していかざるを得ない」及び「これ(筆者注: 名称変更)は将来の課題だと思うが、当面は、やはり閣議決定を尊重せざるを得ない」等がある。
  - <sup>11</sup> 曾野綾子「識字教育」『それぞれの山頂物語』(講談社)(平 12. 2) 28 頁
  - <sup>12</sup> 文化庁では平成 19 年 7 月、国語分科会に日本語教育小委員会を設け、「生活者としての外国人」に対する日本語教育の在り方について検討している。
  - <sup>13</sup> 国連教育科学文化機関の発表によれば、日本では現在アイヌ語の話し手が 15 人とされ、消滅の危機にさらされているという。また、財団法人アイヌ文化振興・研究推進機構(札幌市)は、「アイヌ語を日常的に使う人はほとんどいない」としている。『朝日新聞』(平. 21. 2. 20)
  - <sup>14</sup> 藤原正彦・お茶の水女子大学教授が「国語教育絶対論」『祖国とは国語』(講談社)(平 15. 4)の中で、もともとはフランスのシオラン(ルーマニアの作家・思想家、永くパリに住んだ)の言葉らしいと紹介している。
  - <sup>15</sup> 「最後の授業」は、昭和 56 年に岩波書店から出版された田中克彦・一橋大学名誉教授の『ことばと国家』により、史実をゆがめた物語だと批判され、昭和 61 年度を境に、すべての国語教科書から姿を消してしまっている。
  - <sup>16</sup> 日本政府は、フィリピン及びインドネシアから経済連携協定(EPA)に基づき、それぞれ最大 1,000 人の看護師や介護福祉士を受け入れる予定である。
  - <sup>17</sup> 国際交流基金が 2006 年に実施した「海外日本語教育機関調査」によれば、海外の日本語学習者は 133 か国・地域の 298 万人とされる。